

改正	昭和31年2月29日	昭和37年3月20日
	昭和52年4月1日	平成元年4月1日
	平成5年12月27日	平成18年3月31日
	平成18年4月1日	平成24年12月8日
	平成25年4月1日	平成28年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東北医科薬科大学という。

(事務所)

第2条 この法人は、その主たる事務所を宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、医学教育及び薬学教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校及び附属施設)

第3条の2 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

東北医科薬科大学

大学院

医学部

薬学部

薬学研究科

医学科

薬学科

生命薬科学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第4条 この法人に、次の定数の役員を置く。

(1) 理事 7人以上9人以内

(2) 監事 3人

(理事長の選任)

第5条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東北医科薬科大学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人

(3) この法人に関係ある学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人以上4人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員 の 補充)

第9条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員 の 解任 及び 退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長 の 職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事 の 代表権 の 制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長 職務 の 代理 等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事 の 職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 理事会の議長は、理事長とする。
- 7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催場所、日時及び議決事項並びにその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名、押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、15人以上20人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員会から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会の議長は、理事長たる評議員とする。ただし、理事長が評議員でない場合は、評議員会の互選により選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 事業計画

(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(4) 寄附行為の変更

(5) 合併

(6) 寄附金品の募集に関する事項

(7) その他理事会において学校法人の業務に関して必要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東北医科薬科大学長
 - (2) この法人の設置する大学の教職員のうちから 4 人
 - (3) この法人の設置する大学（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから 4 人
 - (4) この法人に関係ある学識経験者及びこの法人に特に功労のあった者のうちから 6 人以上 11 人以内
- 2 前項第 1 号以外の評議員は理事会において選任する。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員は、その職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第23条 評議員（第22条第 1 項第 1 号に掲げる評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は 4 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 5 章 資産及び会計

（資産）

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産区分）

第26条 この法人の資産は、それを分けて基本財産、運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産、運用財産は、私立学校法施行規則第 2 条第 5 項の規定による区分に従い、別紙財産目録にそれぞれ記載する財産及び将来それぞれの財産に編入させる財産をもって構成する。
- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第28条 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金もしくは定期預金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算及び事業計画）

第31条 予算及び事業計画は、毎年会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該

会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎年会計年度終了後2月以内に作成する。

2 決算において剰余金があるときは、その一部もしくは全部を基本財産に繰入れもしくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後、2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に、登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣(都道府県知事)の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人の解散にともなう残余財産の帰属は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決をもって決定する。

2 前項の決定は、評議員会の議決を経なければならない。

3 残余財産の帰属は、学校法人及び教育事業を行う公益法人に限る。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、東北医科薬科大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(顧問)

第44条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

附 則

1 この寄附行為は文部大臣の認可を得た日（昭和26年3月2日）から施行する。

附 則（昭和31年2月29日）

1 この寄附行為は文部大臣の認可を得た日（昭和31年2月29日）から施行する。

附 則（昭和37年3月20日）

1 この寄附行為は文部大臣の認可を得た日（昭和37年3月20日）から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

1 この寄附行為は昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

1 この寄附行為は平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日）

1 この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成5年12月27日）から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月8日）

1 この寄附行為は、理事会承認の日（平成24年12月8日）から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

1 平成25年1月11日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

2 この寄附行為の施行後、平成26年4月20日までの間に新たに任命される役員の任期は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年4月20日までとする。

3 この寄附行為の施行後、平成26年4月20日までの間に新たに任命される評議員の任期は、第23条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年4月20日までとする。

附 則（平成28年4月1日）

1 平成27年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年1月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

3 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。